

救急時の備えに

救急医療情報キット

(あしがら安心キット)

町では、ひとり暮らしの高齢者や障がい者が安心して生活できるように、救急医療情報キットを対象者に配布しています。

福祉課 ☎ 84-0316

救急医療情報キット(以下、キット)とは、緊急時の連絡先や病名、かかりつけ医などの情報を記入した医療情報シートなどを筒状の専用容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、救急時に備えることができます。

対象者

- ・65歳以上のひとり暮らしの方
- ・65歳以上の方のみの世帯
- ・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1級の方

福祉課で申請できます。(利用者本人でなくても、家族や代理人でも可)また、来庁が困難な場合は地区の民生委員児童委員に相談してください。
※申請書は、町ホームページでもダウンロードできます。



申請窓口は福祉課です

キットは定期的に確認を

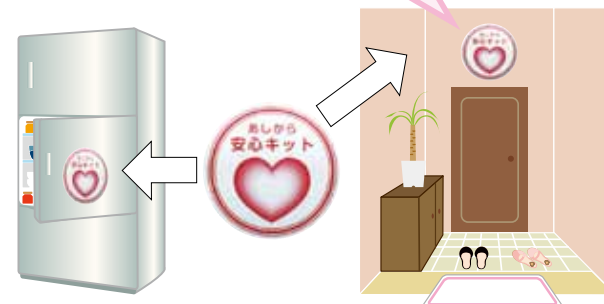
キットに入っている医療情報などが古いままでは、救急時に適切な対応が出来ない場合があります。内容に変更があったときは、忘れずに修正しましょう。
また、キットの保管場所を表す目印シールが、指定の位置に貼付されているか確認しましょう。

救急医療キットは、指定の場所に、正しい情報を保管しましょう

●保管場所を表すシールの貼付は2箇所

- ①玄関の内側
- ②キットを入れてある冷蔵庫の外扉

玄関を開けたときに、シールが隠れないように、玄関内側の上部に貼ると良いでしょう。



冷蔵庫に複数扉がある場合は、キットを入れた箇所の外扉に貼ります。



●キットの保管場所は冷蔵庫の扉側

扉側の方が、急いでいるときに見つけやすいです。

●キットに入れるもの(②～⑤は使用者本人が用意)

- ①救急・災害時の医療情報(使用に同意した場合、必要事項を記載して折りたたんで入れます)
- ②写真(本人確認できるもの)
- ③健康保険証(写)
- ④診察券(写)
- ⑤薬剤情報提供書(写) 又はお薬手帳(写)



町の魅力をあなたの言葉で発信!

ますづくり情報特派員を募集します

町は、広報広聴活動に参加する意欲のある方をまちづくり情報特派員(以下、特派員)として委嘱しています。特派員には、広報紙への情報提供や執筆、町が発行する刊行物への意見や評価の報告などをしていただいています。特派員の活動に興味を持っていたただけの方、ぜひ一度自治活動応援課にお問い合わせください。

特派員が立ち上げたコラム

「調べて!町の調査隊」

特派員の発案で、このコラムの掲載が始まりました。町民からお寄せいただいた情報(気になる場所や人)を特派員が取材して、広報紙に記事を掲載しています。

特派員の活動場所は、町内にとどまらず、県外に取材に行ったこともあり、大変意欲的に活動されています。

町へのあなたの愛情が

広報紙という形に

特派員は、町民に伝えたいことを会議で話し合い、掲載内容のテーマなどを決めていきます。その後、各自で取材をして記事を執筆します。特派員の活動により、町の魅力が多くの方に発信されています。

自分の知らない開成町と出会う「へえ〜」「ほう〜」がいつばい。取材をすると、ずっと疑問に思っていたことが解決することもあります。住んでいる町がより身近になり、どんどん好きになります。

特派員として活動されている方々の感想

特派員として町(行政)に関わることで、色々な人と知り合って、色々な体験ができて、すごく楽しいです。

小さい町のなかに、たくさんの魅力を発見して皆さんに伝えることができます。

閲覧年月日	閲覧者氏名 (名称及び代表者又は管理者)	閲覧事由 (利用目的)	閲覧した 住民の範囲
平成26年 2月26日	一般社団法人中央調査社 (会長 西澤 豊)	市民意識に関する国際比較調査の対象者抽出	吉田島、 16歳以上の男女12人
平成26年 4月2日	下島自治会 (会長 辻村 昌美)	災害時高齢対応者の抽出 敬老事業対象者の抽出 老人クラブ紹介事業対象者の抽出	自治会内 60歳以上の男女588人
平成26年 5月15日	自衛隊神奈川地方協力本部長	適齢者抽出	平成8年4月2日～平成9年4月1日、平成11年4月2日～平成12年4月1日に生まれたもの352人
平成26年 6月12日	毎日新聞社小田原支局 (支局長 澤 晴夫)	読書世論調査の対象者抽出	吉田島、平成10年9月30日以前生まれの男女12人

住民基本台帳の閲覧をすることができるのは以下の場合に限られます。

- ①国や地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行などのため
- ②個人や法人が行う軽調査、世論調査、学術研究などの調査研究のうち、公益性が高いと認められるもので、対象者を抽出するため
- ③公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるもので、その事業を実施するためなど

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項により、閲覧の状況を公表することが義務付けられました。このため、平成25年11月1日から平成26年10月31日までの閲覧状況を公表します。

自治活動応援課 ☎ 84-0315

税務窓口課 ☎ 84-0313